

## 教育研究評議会

○:議長・委員長等(その委員会等の長)、□:副部門長、副本部長等

	所 属	職 名	氏 名	任 期 (始)	任 期 (終)	備考
○		学長	塩田 浩平	(職務上)		1号
		理事	小笠原 一誠	(職務上)		2号
		理事	松末 吉隆	(職務上)		2号
		理事	永田 啓	(職務上)		2号
		理事	山木 宏明	(職務上)		2号
	病理学講座	(図書館長) 教授	杉原 洋行	(職務上)		4号
	放射線医学講座	(医学科長) 教授	村田 喜代史	(職務上)		5号
	臨床看護学講座	(看護学科長) 教授	桑田 弘美	(職務上)		5号
	医療文化学講座(哲学)	教授	室寺 義仁	H30.4.1	H32.3.31	6号
	生化学・分子生物学講座(再生・修復医学部門)	教授	小島 秀人	H30.4.1	H32.3.31	6号
	皮膚科学講座	教授	田中 俊宏	H30.4.1	H32.3.31	6号
	産科学婦人科学講座	教授	村上 節	H30.4.1	H32.3.31	6号
	神経難病研究センター	教授	遠山 育夫	H30.4.1	H32.3.31	6号

第3条 教育研究評議会は、次の各号に掲げる評議員をもって組織する。

- (1) 学長
  - (2) 理事
  - (3) 副学長(学長の命を受けて教育研究に関する重要事項に関する校務をつかさどる者)
  - (4) 図書館長
  - (5) 医学科長及び看護学科長
  - (6) 医学科, 看護学科, 学内教育研究施設又は医学部附属病院の教員 5名
  - (7) 学長が必要と認めて指名する職員 若干名
- 2 前項第6号及び第7号の評議員は、学長が委嘱し、その任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 3 欠員により補充された委員の任期は、前任者の残任期間とする。